

令和8年4月1日

まち歩きウォッチング事業補助金交付基準

補助金の名称	まち歩きウォッチング事業補助金
補助金の交付目的	学区自治連合会又はまちづくり協議会が実施するまち歩きウォッチング（地域住民が地域を歩きながら、当該地域の魅力又は課題を再認識し、住民相互の交流を図る活動をいう。以下同じ。）に対して補助することにより、まち歩きを通して地域の魅力や問題点を再発見する機会を設けるとともに、世代を越えた住民同士の交流と、それぞれの地域性を活かした市民の手による豊かで活力にあふれたまちづくりを促進することを目的とする。
補助金の交付対象者	学区自治連合会 まちづくり協議会
補助対象経費	文化、防災・防犯、健康づくりなど、様々なテーマで開催される“まち歩き”事業実施にかかる経費 ちらしや資料の作成費、講師謝礼、旅費（事業の実施に真に必要なものに限る。）、食糧費（飲料代に限る。）、その他まち歩きウォッチングの実施にかかる事務経費として市長が必要と認めるもの
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額 上限30,000円 補助率 補助対象経費の2分の1以内
補助金交付事業の開始時期	令和8年4月1日
補助金交付事業の終了時期	令和13年3月31日
様式	まち歩きウォッチング事業補助金交付申請書（様式第1号）添付書類：事業計画書及び収支予算書 まち歩きウォッチング事業補助金交付決定通知書（様式第2号） まち歩きウォッチング事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号） まち歩きウォッチング事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号） まち歩きウォッチング事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号） まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認申請書（様式第6号）添付書類：交付決定通知書（写） まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）添付書類：交付決定通知書（写） まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認決定通知書（様式第8号）

	<p>まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金実績報告書（様式第12号）添付書類：事業報告書・歳入歳出決算書・領収書等（明細のわかるもの）の写し・その他関係書類</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金確定通知書（様式第13号）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金（精算払）交付請求書（様式第14号）添付書類：補助金確定通知書（写）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金（概算払）交付請求書（様式第15号）添付書類：大津市補助金等交付規則第17条ただし書の規定の適用を受けようとする理由書、交付決定通知書（写）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第16号）</p> <p>まち歩きウォッチング事業補助金返還通知書（様式第17号）</p>
担当部署	大津市市民部自治協働課

様式第 1 号

まち歩きウォッチング事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛 先)

大津市長

所 在  
申請者 団 体 名  
代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、まち歩きウォッチング事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	・事業計画書 ・収支予算書

様式第2号

まち歩きウォッチング事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあったまち歩きウォッチング事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 大津市補助金等交付規則及びまち歩きウォッチング事業補助金交付基準の規定を遵守すること。</li><li>2 この補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。</li><li>3 計画を変更又は中止しようとする場合は、まち歩きウォッチング事業補助金交付変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書を提出すること。</li><li>4 この補助金に対する実績報告書及び収支決算書を当該補助金の交付の決定に係る年度の3月31日までに提出すること。</li><li>5 この補助金の用途等について大津市監査委員の監査を受けることがある。</li></ol>
備 考	

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号

まち歩きウォッチング事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあったまち歩きウォッチング事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号

まち歩きウォッチング事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第5号

まち歩きウォッチング事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事 業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号

まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大第 号で補助金の交付の決定のあったまち歩きウォッチング事業補助金事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	・交付決定通知書(写)

様式第7号

まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大第 号で補助金の交付の決定のあったまち歩きウォッチング事業補助金事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	・ 交付決定通知書（写）

様式第8号

まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号

まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
中 止（ 廃 止 ） の 承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号

まち歩きウォッチング事業補助金事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の変更内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号

まち歩きウォッチング事業補助金事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
承認しないことと決定した理由	

様式第12号

まち歩きウォッチング事業補助金事業実績報告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあったまち歩きウォッチング事業補助金事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助金の決算額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業報告書</li><li>・歳入歳出決算書</li><li>・領収書等(明細のわかるもの)の写し</li><li>・その他関係書類</li></ul>

様式第13号

まち歩きウォッチング事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金事業について、次のとおりまち歩きウォッチング事業補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 決 算 額 の 合 計	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号

まち歩きウォッチング事業補助金（精算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)

(1)所在地 〒

(2)団体の名称

(3)代表者

印

(4)連絡先

年 月 日付大第 号で補助金の交付の確定のあったまち歩きウォッチング事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付確定金額	円
交付請求金額	円（概算払いで支払った額を除く）
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義
添付書類	・補助金確定通知書（写）

様式第15号

まち歩きウォッチング事業補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)

(1)所在地 〒

(2)団体の名称

(3)代表者

印

(4)連絡先

年 月 日付大 第 号で補助金の交付の決定のあったまち歩きウォッチング事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付決定金額	円
交付請求金額	円
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義
添付書類	・大津市補助金等交付規則第17条ただし書の規定の適用を受けようとする理由書 ・交付決定通知書(写)

様式第16号

まち歩きウォッチング事業補助金交付決定（確定）取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第17号

まち歩きウォッチング事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をしたまち歩きウォッチング事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。